平成２１年（フ）第６０４０号
大阪市東淀川区豊新２丁目５番６号
債務者　嶋田　優子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０９８号
大阪府門真市大字下島頭195番地の９
債務者　黒崎　明美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１０号
大阪市住吉区万代６丁目７番17―407号
債務者　金城　優子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１３０号
大阪府東大阪市南四条町12番３号　南四条マンション303号
債務者　大津由花理
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１４０号
大阪市住之江区南港東１丁目７番69―417号
債務者　池阪　信治
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１４８号
大阪府枚方市茄子作３丁目30番45号
債務者　岡田　美樹（旧姓江頭・満仲）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６２号
大阪市大正区平尾３丁目９番７号　第２三晃マンション202号
債務者　森　　嘉明
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６８号
大阪市東淀川区菅原４丁目10番６号
債務者　谷口　正子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７２号
大阪府守口市梅園町９番１―216号
債務者　杉山　睦美（旧姓山名）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２０２号
大阪市生野区小路東１丁目15番14号　ダイトーコーポラス201
債務者　権田あつみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２０４号
大阪市住之江区柴谷２丁目５番23号
債務者　山本　沙織（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２０８号
大阪市東淀川区豊新５丁目８番８―210号
債務者　大月永里子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１０号
大阪府豊中市春日町５丁目３番33号
債務者　山本　伸子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１５号
大阪府四條畷市江瀬美町18番19号　第２ハイツトクイ401
債務者　齋藤　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２６号
大阪府高槻市春日町28番５号
債務者　小野　義勝
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３０号
大阪府池田市豊島北２丁目５番１―７号
債務者　伊藤　哲行
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２６２号
大阪府箕面市稲１丁目５番24号
債務者　杉本　　透
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５６号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷1403番地２、旧住所福岡県福岡市東区香住ヶ丘１丁目19番７号
債務者　岡嵜　潤子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係